

## VI 投資紛争仲裁へのニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の適用可能性

(道垣内 委員)

1. はじめに
2. 投資紛争仲裁条項
  - (a) 日・タイ経済連携協定 106 条 — 一例として
  - (b) ICSID 追加規則仲裁
  - (c) UNCITRAL 規則仲裁
3. ニューヨーク条約
4. 日本の仲裁法
5. 投資紛争仲裁へのニューヨーク条約の適用可能性
  - (a) 概略
  - (b) 国家賠償法上の請求の性質決定
  - (c) ニューヨーク条約の趣旨
6. 結論

### 1. はじめに

投資保護協定や一部の経済連携協定等(以下、「投資協定等」という。)には、いわゆる「投資紛争仲裁」に関する規定が置かれている。これは、私人・私企業である投資家が、投資受入国による措置等により、その投資に関して協定により与えられている権利が侵害され、損害等が生じたと主張して投資受入国を相手方として仲裁を申し立て、その損害の回復を求める請求等を行うことができる旨を定めるものである。このような規定においては、仲裁手続を複数挙げて、その中から投資家がどの仲裁手続に基づいて申し立てるかを選択することができるようになっているのが一般的であり、その選択肢には、(i)「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(1965 年 3 月 18 日署名・1967 年 9 月 16 日、日本について発効)に基づく仲裁(以下、「ICSID条約」・「ICSID仲裁」という。)、(ii)投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく仲裁(以下、「ICSID追加規則」・「ICSID追加規則仲裁」という。)、(iii)「1976 年 4 月 28 日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則(その改正を含む。)に基づく仲裁」(以下、「UNCITRAL規則」・「UNCITRAL規則仲裁」という。)、など複数の選択肢が挙げられていることが多い<sup>1</sup>。

投資家の立場から見ると、上記のような投資紛争仲裁のうち、(i)の ICSID 仲裁につい

---

<sup>1</sup> その他、国際商業会議所(ICC)の仲裁規則、ストックホルム商業会議所の仲裁規則等による仲裁を挙げている投資協定等もある。

では、ICSID条約54条が同条約に基づく仲裁判断の承認・執行を締約国に義務付けている<sup>2</sup>。しかし、実際には、ICSID条約に基づく仲裁判断において敗れた締約国(投資受入国)はその仲裁判断の取消しをICSID事務局長に求めることができ、その手続には相当の時間を要するのが実情であって、必ずしも実効的な解決が円滑に得られるとは限らない。そこで、(ii)・(iii)などのICSID仲裁以外の仲裁を用いることが考えられるところ、これらに關係する規則には国家に仲裁判断の承認・執行を義務付けるメカニズムは盛り込まれていない(条約でないので、そのような義務を課すことはできない)。

そこで、(ii)・(iii)などのICSID仲裁以外の仲裁判断について、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(1958年6月10日署名・1961年9月18日日本について発効)(以下、「ニューヨーク条約」という。)が適用され、同条約によって仲裁判断において敗れた投資受入国にその仲裁判断の承認・執行を義務付けることができるのか否かが問題となる。このニューヨーク条約による義務を負っているのであれば、任意の履行により決着が得られる可能性も高まることが期待されるため、投資家の立場から見ると、その適用・不適用は大きな意味を持つことになる。本稿の目的は、この点を検討することにある。

以下では、まず、「2.」において、投資紛争仲裁に関する規定の例として、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(2007年4月3日署名・同年11月1日発効)(以下、「日・タイ経済連携協定」という。)106条が何をどのように定めているかを明らかにした上で、「3.」において、本稿の目的との関係で、ニューヨーク条約の作成経緯とその主な条項を紹介する。また、「4.」においては日本の仲裁法における関連規定を確認する。そして、それらを踏まえて、「5.」において、投資紛争仲裁にニューヨーク条約が適用されるか否かを検討する。

あらかじめ「6.」の結論を述べると、国家やその機関が投資に関する契約の当事者になっている場合であって、その契約違反に基づく損害賠償を投資家が求めるような契約紛争(公権力行使に關係しないもの)についての仲裁判断であればニューヨーク条約の適用はあるものの、投資協定等の違反に基づく損害の回復を対象とする投資紛争仲裁である場合には、ニューヨーク条約は適用がないと解される。

---

<sup>2</sup> ICSID条約54条は次の通り定めている。

- 「(1) 各締約国は、この条約に従って行なわれた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断によって課される金銭上の義務をその領域において執行するものとする。連邦制の締約国は、連邦裁判所により当該仲裁判断を執行することができ、また、連邦裁判所が当該仲裁判断を州裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。
- （2）いずれかの締約国の領域において仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他権限のある当局に対し、事務局長により証明された仲裁判断の謄本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。
- （3）仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従って行なわれる。」

## 2. 投資紛争仲裁条項

### (a) 日・タイ経済連携協定 106 条 — 一例として

投資協定等における投資紛争仲裁に関する規定の例として、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(2007年4月3日署名・同年11月1日発効) (以下、「日・タイ経済連携協定」という。) 106条がある<sup>3</sup>。これによれば、「投資紛争」を、「一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係るもの」と定義している(1項)<sup>4</sup>。そして、「投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。」として、次の3つの方法を定めている(3項)。

- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約 (その改正を含む。) (以下この条において「ICSID条約」という。) の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国が ICSID条約を締結していることを条件とする。
- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則 (その改正を含む。) に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国が ICSID条約を締結していることを条件とする。
- (c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則 (その改正を含む。) に基づく仲裁。

そして、細かな手続事項として、投資家は仲裁「付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報」すること(5項)、投資受入国は、「投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知るべきであった日のいずれか早い方の日から二年の期間が経過した場合」には仲裁に応じないことが

<sup>3</sup> すべての投資協定等における投資紛争仲裁条項は同じであるわけではない。詳細は省略するが、たとえば、2004年に発効した日・ベトナム投資協定14条では、日・タイ経済連携協定106条3項(b)に該当するものは、(a)と一緒に規定されている。

<sup>4</sup> ただし、106条13項により、次の紛争は除外されている。すなわち、「(a)この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争」、「(b)第九十七条の規定に基づく義務に関する投資紛争」、及び「(c)投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争」である。ちなみに、97条は、「特定措置の履行要求」とのタイトルのもので、原則として、「自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない」こと、「自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない」こと、「世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する投資措置に関する協定 (その改正を含む。) に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない」ことを定めている。

できること(6 項)、原則として仲裁裁判所は、「各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によって構成」されること(8 項)、仲裁裁判所は、「(a) 損害賠償金及び適当な利子の支払」、「(b) 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。」の「いずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる」こと(12 項)、仲裁裁判所の裁定は、「最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束」し、投資受入国は、「当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う」こと(13 項)、等を定めている。

そして、本稿の目的との関係で注目すべき定めとして、同 106 条 11 項には、次のこと が定められている。

この条の規定に基づく仲裁は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁 判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）を締結している国において行う。

日・タイ経済連携協定 106 条 3 項に定められている紛争解決手段のうち、本稿において 検討の対象とすべきものは、最終結果について拘束力のない調停をまず除き、また、仲裁 のうち、ICSID条約適用がある(a)の仲裁を除くと<sup>5</sup>、(b)のうち、「投資紛争解決国際セン ターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。）に基づく・・・仲裁」と、 (c)の「千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁」である。

#### (b) ICSID 追加規則仲裁

日・タイ経済連携協定 106 条 3 項に定められている仲裁のうち、「投資紛争解決国際セ センターに係る追加的な制度についての規則(Additional Facility Rules of the International Centre for Settlement of Investment Disputes)」「(その改正を含む。）に基づく・・・仲裁」と は、ICSID 条約 1 条により設立された投資紛争解決国際センターの理事会が、事務局に對 して、同条約の管轄外の国家と他の国家の国民との間の紛争であっても、その事務を行 う権限を与えたことに基づき、制定された規則による仲裁である。この規則 2 条によれば、 (i) 次のような紛争を解決する一方の国が同条約の締約国ではないため同条約が適用さ れない投資紛争の調停又は仲裁、(ii) 少なくとも一方の国が同条約の締約国ではあるこ とを条件として、同条約の適用対象とはならない紛争の調停又は仲裁、そして、(iii) 事 實関係の認定のみを行う手続、以上を行うとされており、このうち、(i) と (ii) に規定さ れた仲裁がこれに該当する。したがって、定義上当然に、この仲裁には ICSID 条約は適 用されない(規則 3 条に明記されている)。

---

<sup>5</sup> 2009年末の時点では、タイは1985年にICSID条約に署名しているものの、批准・加盟等の手続はしておらず、締 約国ではない。そのため、投資家は日・タイ経済連携協定106条3項(a)の方法を選択することはできない。

しかし、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の付属書Cの仲裁(追加的制度)規則 20 条は、「仲裁地選択の制限(Limitation on Choice of Forum)」とのタイトルのもとで、「仲裁手続は、1958 年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約の締約国において行われるものとする。(Arbitration proceedings shall be held only in States that are parties to the 1958 UN Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards.)」と定めており(1 項)、また、仲裁判断は仲裁地(place of arbitration)においてされる旨定めている(3 項)。この趣旨は、ニューヨーク条約による承認執行を可能な限り広く確保するためであると説明されている<sup>6</sup>。

### (c) UNCITRAL 規則仲裁

日・タイ経済連携協定 106 条 3 項に定められている仲裁のうち、(c)の「千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則(その改正を含む。)に基づく仲裁」とは、国連商取引法委員会が 1973 年から 3 年を費やして作成した規則であり、1976 年 12 月 15 日には国連総会においてこの規則の利用を推奨する旨の決議がされている。この規則は、当初はアド・ホック仲裁において利用されることを念頭に起草されたが、実際には、常設仲裁機関のいくつかはこの規則をほぼそのまま機関仲裁の規則として採用している<sup>7</sup>。

この規則は、当事者がこの規則による仲裁を行うことを書面により合意した場合に適用されることになるが、あくまでこの規則は当事者間の合意の内容となるだけである(したがって、当事者は合意によりこの規則の内容を変更することができる)(1 条 1 項)。この規則とは別に国家法としての仲裁法が存在することを予定しており、適用される仲裁法上の強行規定に反しない限度でのみこの規則の規定は当事者の合意としての効力が認められ、強行規定と抵触する部分はその強行規定が優先する(1 条 2 項)。

規則の内容は、仲裁規則として一般に見られるものであり、仲裁人の数、選定方法、仲裁人の忌避、仲裁手続の進め方、仲裁判断の評決方法、その記載事項、仲裁に係る費用の負担等である。

---

<sup>6</sup> ICSIDのwebサイト上の「追加的な制度」に関するIntroductory Note参照(<http://icsid.worldbank.org/ICSID/StaticFiles/facility-archive/vi.htm>)。

<sup>7</sup> 1978年に米州商事仲裁委員会、1979年にクアラ・ルンプール仲裁センター、1981年にロンドン仲裁裁判所、1982年にアメリカ仲裁協会、そして、1991年には日本商事仲裁協会がそれぞれ選択的な仲裁規則の一つとして UNCITRAL 仲裁規則を採用し、その結果必要となる補足的な規定を置いている。

### 3. ニューヨーク条約

歴史的には、ニューヨーク条約に先行して、1923年の「仲裁条項に関するジュネーヴ議定書」及び1927年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」が存在した。しかし、これらの条約にはいくつかの欠点があり、また、締約国が多くないことから、国際取引における仲裁の利用を拡大するため、国際商業会議所が作成した草案をもとに、国連経済社会理事会が条約草案を作成し、1958年に国連本部で開催された国際商事仲裁に関する会議において採択されたのがニューヨーク条約である<sup>8</sup>。したがって、この条約は、その名称からは1927年の条約の後継であるだけのように見えるものの、1923年の議定書の後継条約でもあり（ニューヨーク条約7条2項は両条約との関係を規定している）、中心の規定である5条の外国仲裁判断の承認・執行の前に、2条において、仲裁合意の有効性及びその効力（妨訴抗弁となること）を定めている。

ニューヨーク条約[別紙2]は、その適用がある仲裁の対象事項について、2条1項において、「契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争」と定めているだけである（以下、「仲裁による解決が可能である事項」のことを「仲裁付託可能事項」、そのような事項が有する性質を「仲裁付託可能性」という。）。しかし、1条3項は、相互主義の留保（他の締約国でされた仲裁判断の承認・執行にのみこの条約を適用する旨の留保）とともに、「契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨」の留保をすることを認めている。日本は前者の留保だけをしているが、いくつかの国は商事事件に対してのみ適用する旨の留保をしている<sup>9</sup>。

なお、ニューヨーク条約は、仲裁付託適格性をどの範囲とするかについて直接は定めず、各締約国の法に委ねている。すなわち、同条約5条2項(a)は次のように定めている。

#### 第5条 …

2. 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
  - (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

...

<sup>8</sup> 2009年末現在、締約国数は144か国に達している。

<sup>9</sup> たとえば、インドの留保は以下のとおりである。“In accordance with Article I of the Convention, the Government of India declare that they will apply the Convention to the recognition and enforcement of awards made only in the territory of a State, party to this Convention. They further declare that they will apply the Convention only to differences arising out of legal relationships, whether contractual or not, which are considered as commercial under the law of India.”

#### 4. 日本の仲裁法

現在の仲裁法は、かつては民事訴訟法の中の一つの章として置かれていた仲裁に関する規定を削除し、平成 15 年法律 138 号として制定されたものである。そして、同法 13 条 1 項は、「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。」と定めている。なお、ここでいう「民事」には商事も含まれると解されている。

そして、仲裁法には、仲裁廷が適用すべき法及び仲裁判断の効力について、次のような規定が置かれている。

**第三十六条** 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

- 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。
- 4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

**第四十五条第一項** 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

以上のことから、日本の仲裁法上の仲裁付託適格性は、当事者が和解をすることができる民事・商事の事件について認められることになり、日本から見れば、これがニューヨーク条約の適用対象を限定することになる。

そして、仲裁地が日本であろうと外国であろうと、仲裁法 45 条 2 項は次のように定めているので、日本法上仲裁付託適格性を欠く事項についての仲裁判断は日本ではその効力を承認されないことになる。

**第四十五条第二項** 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあっては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

...

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることのできない紛争に関するものであること。

## 5. 投資紛争仲裁へのニューヨーク条約の適用可能性

### (a) 概 略

投資紛争仲裁にニューヨーク条約が適用されるか否かについては、肯定説と否定説とが存在する<sup>10</sup>。そこで、まず、それらの根拠として指摘されている点を概観しておこう。

まず、肯定説の根拠を挙げると――

- (i) 投資協定等の違反による損害賠償請求は国家賠償法請求と共通の性質を有しており、公権力行使の違法性を根拠とするものの、私人の被った損害の補填という私法上の請求権の当否を内容とするものであり、民事上の請求ということができる<sup>11 12</sup>、
- (ii) 仲裁判断においては、投資受入国の行政処分の違法性が問題となり、行政処分の効力については日本で和解可能性が否定されているとしても、行政処分の効力について投資家と投資受入国が和解しても、それによって当該行政処分の効力が左右されるわけではないというだけであって、和解可能性自体を否定することにはならないこと<sup>13</sup>、
- (iii) 仲裁法 13 条 1 項は、「法令に別段の定めがある場合」には同条の定めるところに該当しなくとも、仲裁付託可能性を認めると定めており、日本が締結している投資協定等に仲裁の規定がある以上、仲裁付託適格性を「別段」に認めるものであると解されること<sup>14</sup>、
- (iv) 仮に、投資紛争仲裁について日本が仲裁付託適格性を否定すると、投資紛争についての仲裁判断はニューヨーク条約 5 条 2 項(a)[及び仲裁法 45 条 2 項 8 号]により日本ではその効力を承認しないことになるため、投資協定等に紛争解決の選択肢として挙げていることが無意味になってしまうこと<sup>15</sup>、
- (v) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の付属書 C の仲裁(追加的制度)規則 20 条は、「仲裁手続は、1958 年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約の締約国において行われるものとする。」と定めており、また、既述のように、日・タイ経済連携協定 106 条 11 項も同様のことを定めていることから、このような規定を間接・直接に持つ投資協定等の締約国は、少なくとも投資紛争仲裁にニューヨーク条約が適用されることに同意していると解されること<sup>16</sup>、
- (vi) 投資紛争はニューヨーク条約 1 条 3 項の「商事と認められる法律関係から生ずる紛争」に該当すると解されること<sup>17</sup>、

<sup>10</sup> 特に理由を挙げてはいないが、ニューヨーク条約が適用されることを前提としていると思われるものとして、Schill (2009) at 242, n.4, 256, Montt (2009) at 2, 136, Bishop (2009) at 13-14.

<sup>11</sup> 中村(2008(下))20頁(日本の仲裁法の適用を肯定する理由として指摘されている点であるが、そのままニューヨーク条約適用の理由ともなる)。

<sup>12</sup> 中村(2008(下))25頁(注36)では、国家賠償法に基づく請求権は私法上の金銭債権であるとして、消滅時効に関する民法145条の適用があるとした最判昭和46・11・30(民集25巻8号1389頁)が引用されている。

<sup>13</sup> 中村(2008(下))21頁。

<sup>14</sup> 中村(2008(下))21頁。

<sup>15</sup> 中村(2008(下))21頁。

<sup>16</sup> 中村(2008(下))23頁、Douglas (2009) at 116、Denmark Model BIT 9条(4)、Sweden Model BIT 8条(4)、Canada Model BIT 36条も同種の既定のようである。

---以上の通りである。

これに対して、否定説の根拠は、投資紛争のうち、協定に違反すると主張されている公権力行使（処分）の取消しやそれによる損害賠償の請求は、公法的性格のものであり、私法上の紛争（そのうち、締約国で仲裁付託適格性を認めているものについての仲裁に限られる）を適用対象とするニューヨーク条約と相容れないことを唯一最大の根拠としているようである<sup>18</sup>。ニューヨーク条約は、国家の私法的行為に関する限り、国家を当事者とする場合を排除する趣旨ではないと解されるとしても<sup>19</sup>、公法上の争いは対象から外れるとされるのである。もっとも、投資紛争仲裁の対象事項としては、協定によって、投資協定等の違反に関する紛争に限定するものと、投資に関するすべての紛争を対象とするもの（これには投資に関する契約違反に関する紛争も含まれる。）とがあるようであり、この議論はあくまで、「一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係るもの」に対象を限定している日・タイ経済連携協定106条1項のような場合を前提としている。

そこで、まず、投資紛争が公法上のものと性質決定すべきものであるのか否かを検討し、かかる後に、その他の論点を検討することとする。

### （b）国家賠償法上の請求の性質決定

国家賠償法上の請求の法的性質は、それを論ずる観点により様々に分析され得る。行政法の観点からは、第2次大戦前の国家主義から戦後の民主主義への変化の中で、国家賠償法制についても戦前の国家無答責の考え方を捨て、憲法17条（国及び地方公共団体の公務員の不法行為による賠償責任を明記）・国家賠償法（昭和22年法律第125号）の制定に至ったことを受け、また、国家賠償法4条が「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。」と定めていることを引用しつつ、国家賠償法上の請求は私法上の請求であるとの立場に立つものが少なくない<sup>20</sup>。

しかし、それは行政法から見た国家賠償法の見方の一つであり、近時、特に外国での日本国の違法な行為に対する国家賠償法の適用については、国際私法によって準拠法を定め、日本法が準拠法になった場合に日本の国家賠償法が適用されるとの扱いを肯定するのは、「若干の躊躇を感じざるをえない」との見解も有力になっている<sup>21</sup>。

上記の外国での日本国の違法な行為に起因する損害の賠償を求める事件が論じられるようになっているのは、いわゆる「戦後補償裁判」と呼ばれる一連の訴訟の中に、中国等

<sup>17</sup> 中村(2008(下))23頁。

<sup>18</sup> 公法上の紛争か私法上の紛争かとは別に、公権力行使に係る投資紛争については和解可能性がなく、仲裁付託適格性を欠くことになるとの議論について、小寺(2006)77頁参照。

<sup>19</sup> van den Berg(1981) at 279.

<sup>20</sup> 下山瑛二『国家補償法』35頁（1973）等参照。

<sup>21</sup> 宇賀克哉『国家賠償法』365-366頁(1997)。

での旧日本軍の違法な行為(たとえば 731 部隊による人体実験)による被害者やその遺族が原告となって、日本国に対して損害の賠償を求める訴えを日本の裁判所に提起するという類型の事件が多数発生していることを背景としている。これらの事件の多くについては現在までに二審判決まで下されている段階にあるところ、一・二審を通じてほぼ一貫して、裁判所は、国家賠償事件は公法的な性格のものであり、中国で発生したからといって国際私法により不法行為地法を適用するという扱いをすべきではなく(そのような扱いをするのは私法上の問題である場合に限られる)、日本国が責任を負うか否かは常に日本法に基づいて判断されるべきであり、行為地が外国であっても当然に日本の国家賠償法が適用されると判断されている<sup>22</sup>。その理由は、国家の公権力行使によって生じた損害の賠償という問題は、「国家の権力的作用 (公権力の行使) に属する極めて公法的色彩の強い行為に係る関係」であり、「国家と個人を全く同等の立場に置いて、損害の発生とその賠償責任の負担をもって法律関係として普遍化することは、上記の国際私法の使命を誤るといわざるを得ない。換言すれば、国権の発動としての行為の違法性等について、当該国を単なる一私人として他国の私法で裁くことは、主権国家のあり方と原理的に相いれないものであ」るという点にある<sup>23</sup>。

国家賠償法 6 条は、民法上の不法行為ルールには見られない規定として、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」という相互主義を定めており、この問題の公的色彩の強さを窺わせる。また、国家賠償法を私法と見る説が指摘している同法 4 条の規定(他の点については民法の適用を定めるものは、民法と同じルールを定めることを省略したに過ぎず、国家賠償という問題に独特の規定は国家賠償法に定めている以上、この 4 条から同法上の請求の性質が決まるわけではないことは当然のことである。以上のことから、公法上の請求と見る立場に賛成したい<sup>24</sup>。

本稿において問題となる局面は外国における日本国における違法な行為ではなく、日本における外国投資家に対する違法な行為であるが、国家賠償という制度の性質はそのことによって異なるわけではなく、公法的な問題であると解される。

### (c) ニューヨーク条約の趣旨

ニューヨーク条約は、公法上の請求に係る仲裁であっても、その適用範囲に含むとの解釈があり得る。

その根拠の一つは、同条約 1 条 3 項がわざわざ商事紛争のみに適用対象を限定する旨の留保を認めているということから、この留保をしていない限り、公法上の紛争も対象とすると解する見解である。しかし、この留保は、一般に、民事と商事とを区別し、商事につ

<sup>22</sup> たとえば、東京地判平成11・9・22(判例タイムズ1028号92頁)及びその控訴審判決である東京高判平成17・4・19(訟務月報53巻1号1頁)参照。

<sup>23</sup> 引用は、東京高判平成17・4・19からのものである。

<sup>24</sup> 同旨、住田裕子「国際私法と国家賠償法との関係--法例11条の適用範囲をめぐって」判例時報1539号20頁(1995)等参照。

いてのみ仲裁による解決を認める国に配慮した規定であると理解されているのであって<sup>25</sup>、このことから直ちに、商事に限らずあらゆる紛争についての仲裁が同条約の適用対象であると考えるのは無理があると解される。

なお、ニューヨーク条約の作成された1958年当時はまだ主権免除について制限免除主義は国際法上主流とはなっておらず、いわんや、その前身である1923年の「仲裁条項に関するジュネーヴ議定書」及び1927年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」の作成された当時はそうであった。そのような時代においては、国家が私人との間の紛争について私人に訴えられるということがない以上、仲裁合意の対象としてそのような紛争を含めるという発想は稀有であったと想像される<sup>26</sup>。

## 6. 結論

以上の通り、投資協定等が定める投資紛争仲裁の対象となる事件が、投資受入国による公権力行使の結果生じた損害の賠償を投資家が求める場合には、その請求は公法的な性質を有し、他方でニューヨーク条約は私法的な性質を有するものを対象としていると考えられることから、そのような事件を対象とする限り、投資紛争仲裁にはニューヨーク条約は適用されないという結論に至る<sup>27</sup>。そして、そのようなものではない投資紛争、すなわち、投資に係る契約の成立や効力が争われる紛争であって、その当事者に国家がなるものについては、ニューヨーク条約は適用されることになる。

その立場からは、「5. (a)」において挙げたニューヨーク条約適用肯定説の根拠に対して以下の通り反論することができる。

まず、「5. (a) (i)」の国家賠償請求が公権力行使の違法性を根拠とするものであっても、私人の損害の填補を求めるものである以上、それは私法上の請求であるとの議論は、いかに私人の損害の填補が問題であっても、判断の対象事項が公権力行使の違法性という国家にとって極めて重大な権力作用の当否である以上、その国家がその判断を外国法に委ねたり<sup>28</sup>、外国の裁判所に委ねたりできない<sup>29</sup>性質のものであるというべきであり、失当である。

<sup>25</sup> この商事の留保は1923年の仲裁条項に関するジュネーヴ議定書1条2項に既に存在したものであり、裁判権免除について絶対免除主義が広く認められていたその時代背景を考えれば、公法上の紛争を含む趣旨とは到底解することができない。この商事留保については、van den Berg(1981)p.51以下参照。

<sup>26</sup> Sornarajah(2000) at 309. 日本では、大決昭和3(1928年)・12・28(民集7巻12号1128頁)は絶対免除主義に基づく判決であり、この判例が変更されたのは最判平成18・7・21(民集60巻6号2542頁)によってである。

<sup>27</sup> 仮に、投資紛争仲裁にニューヨーク条約が適用されるとしても、仲裁判断に基づく執行を行おうとする国が第三国である場合(当該第三国に存在する投資受入国の資産を執行対象とする場合)には、その第三国の裁判所において、敗訴した投資受入国は国際法上認められている執行からの免除を主張できるであろう。

Sornarajah(2000) at 301, 310, Horn(2004) at 29. その前提として、Hornはニューヨーク条約の適用を肯定している。なお、Hornによれば、フランス破棄院2000年7月6日判決(Creighton v. Qatar)は、ICC仲裁にカタールが同意していることにより、執行からの免除を放棄していると判示していることであろう。

<sup>28</sup> (b)で述べた国際私法による準拠法決定の対象とならないとの見解及び裁判例参照。

<sup>29</sup> 制限免除主義のもとでも、A国の公権力行使に係る訴訟については、B国での被告になることから免除されている(日本政府が2007年1月11日に署名した「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約(United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property)」5条・10条参照)。

仲裁付託適格性についての議論であるが、「5. (a) (ii)」の行政処分について投資家と投資受入国とが和解しても、それによって当該行政処分の効力が左右されるわけではなく、和解可能性自体を否定することにはならないとの議論は、問題のすり替えであり、そもそも性質上和解ができない対象について、仮に和解をしたらその対象事項には影響が及ばないからといって、和解可能性を肯定することにならない。問題は、行政処分の和解可能性自体であり、その公的性質から、日本ではその処分の対象となっている私人との間で変更することを認めないという議論は、仮に和解をした場合の効力論では否定することができないことは明らかである。

同じく、仲裁付託適格性の議論として、「5. (a) (iii)」の日本が締結している投資協定等に仲裁の規定がある以上、日本として仲裁付託適格性を特に認めているという議論や、「(iv)」の投資紛争仲裁について日本が仲裁付託適格性を否定すると、ニューヨーク条約により日本ではその効力を承認しないことになるため、投資協定等に紛争解決の選択肢として挙げていることが無意味になってしまいうといふ議論は、特にニューヨーク条約の適用可能性の観点から見ると、日本とタイとがどのような協定を結ぼうと、144か国との締約国を擁するニューヨーク条約の適用範囲を左右することができないことは明らかであり、ニューヨーク条約が投資紛争仲裁に適用されるという理由にはならない。

さらに、「5. (a) (v)」の投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の付属書Cの仲裁(追加的制度)規則20条が、「仲裁手続は、1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約の締約国において行われるものとする。」と定めている点であるが、このことから投資紛争仲裁の中にはニューヨーク条約が適用されるものがあり得るという認識をこの規則に基づく仲裁を投資協定等に入れた起草者が持っていたということは窺われるものの、投資紛争仲裁のすべてがニューヨーク条約の適用対象となるとの結論を導くことはできない。同じく、「2. (a)」で紹介したように、日・タイ経済連携協定106条11項もニューヨーク条約締約国を仲裁地とする旨を定めているが、これも同じ限度でしか意味はない<sup>30</sup>。

最後に、「5. (a) (vi)」の投資紛争はニューヨーク条約1条3項の「商事と認められる法律関係から生ずる紛争」に該当すると解されるとの主張は、そもそもの性質論に帰着し、これは別の理由づけを付け加えるものとは言えない。

---

<sup>30</sup> もっとも、日本とタイとの間では、ニューヨーク条約に従って、仲裁判断を承認・執行することを約束することは可能である。なお、NAFTAの1136条6項(A disputing investor may seek enforcement of an arbitration award under the ICSID Convention, the New York Convention or the InterAmerican Convention regardless of whether proceedings have been taken under paragraph 5.)及び7項(A claim that is submitted to arbitration under this Section shall be considered to arise out of a commercial relationship or transaction for purposes of Article I of the New York Convention and Article I of the InterAmerican Convention.)は関係国間のその旨の特別の約束であると解釈することが可能である。NAFTA 1136条のような規定は、エネルギー憲章条約26条(5)(b)やいくつかのBITに見られる(Douglas (2009) at 116)。

## 【参考文献】

- Stephan W. Schill, *The Multilateralization of International Investment Law* (Cambridge, 2009) .
- Santiago Montt, *State Liability in Investment Treaty Arbitration: Global Constitutional and Administrative Law in the BIT Generation* (Oxford, 2009).
- Zachary Douglas, *The International Law of Investment Claim* (Cambridge, 2009).
- Catherine A. Rogers and Roger P. Alford eds, *The Future of Investment Arbitration* (Oxford, 2009).
- R. Doak Bishop, Introduction, in R Doak Bishop ed., *Enforcement of Arbitral Awards against Sovereignities* (jurisNet, 2009).
- 中村達也「投資仲裁の基本的問題(上)(下)---わが国の仲裁法とニューヨーク条約の適用について----」 *JCA ジャーナル* 55巻9号28頁・10号20頁(2008).
- 小寺彰(*in* David W. Rivkin ほかとの座談会)「FTA/投資協定と国際仲裁(上)」 *JCA ジャーナル* 53巻9号77頁(2006).
- Norbert Horn, *Arbitration and the Protection of Foreign Investment: Concepts and Means*, *in* Norbert Horn ed., *Arbitrating Foreign Investment Disputes: Procedural and Substantive Legal Aspects* (Kluwer, 2004).
- M. Sornarajah, *The Settlement of Foreign Investment Disputes* (Kluwer, 2000).
- Albert Jan van den Berg, *The New York Arbitration Convention of 1958* (Kluwer, 1981).

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」

(2007年4月3日署名・同年11月1日発効)

**第百六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決**

- 1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係るものという。
- 2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。
- 3 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。
  - (d) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ICSID条約」という。）の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国が ICSID条約を締結していることを条件とする。
  - (e) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。）に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国が ICSID条約を締結していることを条件とする。
  - (f) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁
- 個々の請求に関しこの3の規定に基づき投資紛争をいずれかの仲裁に付託する権利を行使する場合には、この3に規定する他の紛争解決手続及び当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従った司法裁判所又は行政裁判所における手続は、排除されたものとみなされる。ただし、仲裁手続が当該投資紛争の実体的な事項について最終的な裁定が下される前に終了した場合は、この限りでない。
- 4 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正される部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。
- 5 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。
  - (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
  - (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについて

の特定を含む。)

(c) 3に規定する紛争解決手続のうち当該投資家が選択しようとするもの

6 各締約国は、投資紛争がこの条の規定により国際的な調停又は仲裁に付託されることに同意する。ただし、投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知るべきであった日のいずれか早い方の日から二年の期間が経過した場合は、この限りでない。

7 3の規定は、投資紛争の当事者である投資家が、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することを妨げるものではない。ただし、仲裁が行われている間に当該投資家の権利及び利益を保全することのみを目的として申立てを行うことを条件とする。

8 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「両紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によって構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から七十五日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかった場合には、投資紛争解決センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を9及び10に規定する条件に従い、自己の裁量によって任命する。

9 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国の区域内に日常の住居を有する者又は任命の際に両紛争当事者のいずれか一方によって雇用されている者であってはならない。

10 各紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、投資紛争解決センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によって指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

11 この条の規定に基づく仲裁は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）を締結している国において行う。

12 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の（a）若しくは（b）のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

（a）損害賠償金及び適当な利子の支払

（b）原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

13 この条の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

14 締約国は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又は

その他の目的のために、投資紛争の当事者である投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張してはならない。

1.5 この条の規定は、次の投資紛争については、適用しない。

- (a) この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争
- (b) 第九十七条の規定に基づく義務に関する投資紛争
- (c) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争

## Article 106

### Settlement of Investment Disputes

#### between a Party and an Investor of the Other Party

1. For the purposes of this Chapter, an investment dispute is a dispute between a Party and an investor of the other Party concerning a claim that the investor has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, an alleged breach of an obligation under this Chapter by the former Party.

2. In the event of an investment dispute, such investment dispute shall, as far as possible, be settled amicably through consultations between the parties to the investment dispute.

3. If the investment dispute cannot be settled through such consultations within 6 months from the date on which the investor requested for the consultations in writing and if the investor concerned has not submitted the investment dispute for resolution to courts of justice or administrative tribunals under the law of the Party that is a party to the investment dispute (hereinafter referred to in this Article as the “disputing Party”), that investor may submit the investment dispute to one of the following international conciliations or arbitrations:

- (a) conciliation or arbitration in accordance with the provisions of the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States done at Washington, 18 March 1965, as may be amended (hereinafter referred to in this Article as “the ICSID Convention”), provided that both Parties are parties to the ICSID Convention;

- (b) conciliation or arbitration under the Additional Facility Rules of the International Centre for Settlement of Investment Disputes, as may be amended provided that one of the Parties is a party to the ICSID Convention; or

- (c) arbitration under the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law, adopted by the United Nations Commission on International Trade Law on 28 April 1976, as may be amended.

In respect of a particular claim, exercise of the right under this paragraph to submit an investment dispute to an arbitration shall be deemed to have been made to the exclusion of any other dispute settlement procedures specified in this paragraph and proceedings before courts of justice or administrative tribunals under the law of the disputing Party, unless the arbitration proceedings have been terminated before a final award on the merit of the case has been rendered.

4. The applicable arbitration rules shall govern the arbitration referred to in this Article except to the extent modified by this Article.

5. An investor that is a party to an investment dispute who intends to submit an investment dispute pursuant to subparagraph 3(a), (b) or (c) above (hereinafter referred to in this Article as the “disputing investor”) shall give to the disputing Party written notice of intent to do so at least 90 days before the claim is submitted. The notice of intent shall specify:

- (a) the name and address of the disputing investor;

- (b) the specific measures of the disputing Party at issue and a brief summary of the factual and legal basis of the dispute sufficient to present the problem clearly, including the provisions of this Chapter alleged to have been breached; and
  - (c) the dispute settlement procedures set forth in subparagraph 3(a), (b) or (c) above which the disputing investor intends to choose.
6. Each Party hereby consents to the submission of investment disputes to international conciliation or arbitration as provided for in this Article. If more than 2 years have elapsed since the date the disputing investor knew or ought to have known, whichever is the earlier, of the loss or damage which, it is alleged, has been incurred by the disputing investor, the consent above shall be invalidated.
7. Paragraph 3 above shall not prevent the disputing investor from initiating or continuing an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of damages before courts of justice or administrative tribunals under the law of the disputing Party provided that the action is brought for the sole purpose of preserving the disputing investor's rights and interests while the arbitration is pending.
8. Unless the disputing investor and the disputing Party (hereinafter referred to in this Article as the "disputing parties") agree otherwise, the arbitral tribunal shall comprise 3 arbitrators, one arbitrator appointed by each of the disputing parties and the third, who shall be the presiding arbitrator, appointed by agreement of the disputing parties. If the disputing investor or the disputing Party fails to appoint an arbitrator within 75 days from the date on which the investment dispute was submitted to arbitration, the Secretary-General of the International Centre for Settlement of Investment Disputes, upon request by either of the disputing parties, shall appoint, in his or her discretion, the arbitrator or arbitrators not yet appointed subject to the requirement of paragraphs 9 and 10 below.
9. Unless the disputing parties agree otherwise, the third arbitrator shall not be of the same nationality as the disputing investor, nor be a national of the disputing Party, nor have his or her usual place of residence in the Area of either of the Parties, nor be employed by either of the disputing parties at the time of his or her appointment.
10. Each of the disputing parties may indicate up to 3 nationalities, the appointment of arbitrators of which is unacceptable to it. In this event, the Secretary-General of the International Centre for Settlement of Investment Disputes may not appoint as an arbitrator any person whose nationality is indicated by any of the disputing parties.
11. Any arbitration under this Article shall be held in a country that is a party to the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York on 10 June 1958, as may be amended.
12. Where an arbitral tribunal makes a final award against a disputing Party, it may award, separately or in combination, only:
- (a) payment of monetary damages and applicable interest; and
  - (b) restitution of property, in which case the award shall provide that the disputing Party may pay monetary damages and any applicable interest in lieu of restitution.
- Costs may also be awarded in accordance with the applicable arbitration rules.
13. Any arbitral award rendered pursuant to this Article shall be final and binding upon the disputing parties. Each Party shall carry out without delay the provisions of any such award and provide in its Area for the enforcement of such award in accordance with its relevant laws and regulations.
14. In an arbitration under this Article, a Party shall not assert, as a defense, counterclaim, right of set-off or otherwise, that the disputing investor has received or will receive, pursuant to an insurance or guarantee contract, indemnification or other compensation for all or part of its alleged damages.
15. This Article shall not apply to investment disputes:
- (a) arising out of events which occurred, or to investment disputes which had been settled, prior to the entry into force of this Agreement;
  - (b) with respect to obligations under Article 97; and
  - (c) with respect to measures other than those relating to the management, conduct, operation, maintenance, use, enjoyment, and sale or other disposition of investments.

## [別紙 2]

### 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約) (1958年6月10日署名・1961年9月18日日本について発効)

#### 第一条

- 1 この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされ、かつ、自然人であると法人であるとを問わず、当事者の間の紛争から生じた判断の承認及び執行について適用する。この条約は、また、仲裁判断の承認及び執行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。
- 2 「仲裁判断」とは、各事案ごとに選定された仲裁人によってされた判断のほか、当事者から付託を受けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。
- 3 いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第10条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。また、いかなる国も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。

#### Article I

1. This Convention shall apply to the recognition and enforcement of arbitral awards made in the territory of a State other than the State where the recognition and enforcement of such awards are sought, and arising out of differences between persons, whether physical or legal. It shall also apply to arbitral awards not considered as domestic awards in the State where their recognition and enforcement are sought.
2. The term "arbitral awards" shall include not only awards made by arbitrators appointed for each case but also those made by permanent arbitral bodies to which the parties have submitted.
3. When signing, ratifying or acceding to this Convention, or notifying extension under article X hereof, any State may on the basis of reciprocity declare that it will apply the Convention to the recognition and enforcement of awards made only in the territory of another Contracting State. It may also declare that it will apply the Convention only to differences arising out of legal relationships, whether contractual or not, which are considered as commercial under the national law of the State making such declaration.

#### 第二条

- 1 各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。
- 2 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。
- 3 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、そ

の合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

## Article II

1. Each Contracting State shall recognize an agreement in writing under which the parties undertake to submit to arbitration all or any differences which have arisen or which may arise between them in respect of a defined legal relationship, whether contractual or not, concerning a subject matter capable of settlement by arbitration.
2. The term “agreement in writing” shall include an arbitral clause in a contract or an arbitration agreement, signed by the parties or contained in an exchange of letters or telegrams.
3. The court of a Contracting State, when seized of an action in a matter in respect of which the parties have made an agreement within the meaning of this article, at the request of one of the parties, refer the parties to arbitration, unless it finds that the said agreement is null and void, inoperative or incapable of being performed.

## 第三条

各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

## 第四条

- 1 前条にいう承認及び執行を得るためにには、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。
  - (a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明されたその謄本
  - (b) 第二条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本
- 2 前記の判断又は合意が、判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、これらの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事官による証明を受けたものでなければならない。

## 第五条

- 1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
  - (a) 第二条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断がされた国の法令により有効でないこと。

- (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適當な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦<sup>ぎよ</sup>することが不可能であつたこと。
- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかつた事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
- (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行なわれた国の法令に従つていなかつたこと。
- (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。
- 2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
- (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
- (b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。

## 第六条

判断の取消し又は停止が、第五条1 (e) に掲げる権限のある機関に対し申し立てられている場合において、判断が援用されている機関は、適當と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ、判断の執行を求めている当事者の申立てがあるときは、相当な保障を立てることを相手方に命ずることができる。

## 第七条

- 1 この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。
- 2 千九百二十三年の仲裁条項に関するジュネーヴ議定書及び千九百二十七年の外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約は、締約国がこの条約により拘束される時から、及びその限度において、それらの国との間で効力を失うものとする。

## 第八条

- 1 この条約は、国際連合加盟国のために、及びその他の国であつて、国際連合の専門機関の加盟国であるか若しくは今後その加盟国となるもの、国際司法裁判所規程の当事国であるか若しくは今後その当事国となるもの又は国際連合総会が招請状を発したもののため、千九百五十八年十二月三十一日まで署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

## 第九条

- 1 この条約は、第八条に掲げるすべての国に対し加入のために開放しておく。
- 2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

## 第十条

- 1 いかなる国も、署名、批准又は加入の際に、その国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約の適用を及ぼす旨を宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に、その効力を生ずる。
- 2 前記の適用の拡張は、その後いつでも国際連合事務総長にあてた通告により行なうものとし、国際連合事務総長がその通告を受領した日の後九十日目又はこの条約が当該国について効力を生じた日のいずれかおそい日から効力を生ずるものとする。
- 3 署名、批准又は加入の際にこの条約の適用を及ぼさなかつた領域については、各関係国は、憲法上の理由により必要があるときは、その領域の政府の同意を得ることを条件として、その領域にこの条約の適用を及ぼすため必要な措置を執ることの可能性を考慮するものとする。

## 第十二条

連邦制又は非単一制の国の場合には、次の規定を適用する。

- (a) この条約の条項で連邦の機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、この範囲では連邦制の国でない締約国の義務と同一とする。
- (b) この条約の条項で、州又は邦の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法上立法措置を執ることを義務づけられていないものについては、連邦の政府は、州又は邦の適当な機関に対し、できる限りすみやかに、好意的な勧告を附してその条項を通報しなければならない。
- (c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて伝達される他の締約国の要求により、この条約の個々の条項に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提出し、かつ、立法その他の措置によりいかなる程度にその条項が実施されたかを示さなければならない。

## 第十三条

- 1 この条約は、第三番目の批准書又は加入書の寄託の日から九十日目に効力を生ずる。
- 2 第三番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後九十日目に効力を生ずる。

## 第十四条

- 1 締約国は、国際連合事務総長にあてた文書による通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- 2 第十条の規定に基づき宣言又は通告を行なつた国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同事務総長がその通告を受領した日の後一年でこの条約の適用を関係領域に及ぼすことを終止する旨を宣言することができる。

3 この条約は、廃棄が効力を生ずる前に承認又は執行の手続が開始された仲裁判断については、引き続き適用する。

#### **第十四条**

締約国は、他の締約国に対し、この条約の適用を義務づけられている範囲を除き、この条約を援用する権利を有しないものとする。

#### **第十五条**

国際連合事務総長は、第八条に掲げる国に対し、次の事項について通告するものとする。

- (a) 第八条の規定による署名及び批准
- (b) 第九条の規定による加入
- (c) 第一条、第十条及び第十一条の規定に基づく宣言及び通告
- (d) 第十二条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (e) 第十三条の規定による廃棄及び通告

#### **第十六条**

1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合の記録に寄託するものとする。

2 国際連合事務総長は、第八条に掲げる国に対し、この条約の認証謄本を送付するものとする。